

平成24年度第8回教育委員会定例会 会議録

- ◇ **開催年月日** 平成24年11月16日(金) 13時開会
13時55分閉会

- ◇ **開催の場所** 教育委員会室

◇ **出席委員**

委員長	窪 蘭 修	委員	桃木野 聡
教育長	石 踊 政昭		

◇ **説明のため出席した者の職氏名**

管理部長	秋野 博臣	教育部長	大脇 友治
管理部参事(美術館副館長)	吉永 真一	管理部参事(総務課長)	福田 健勇
施設課長	岩切 正己	市民スポーツ課長	林 康裕
文化課長	児玉 哲朗	管理部参事(図書館長)	岩切 尚子
学務課長	藤田 芳昭	学校教育課長	山元 秀隆
保健体育課長	向井 雄志	青少年課長	平 幸二
生涯学習課長	寺 蘭 裕之	少年自然の家所長	藤山 洋一
中央学校給食センター所長	内田 雄二郎		

◇ **書記**

総務課主幹	豊 廣 正志	総務課主査	山本 直英
-------	--------	-------	-------

◇ 議事日程

- 1 開 会
- 2 会議成立の宣言
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会議の公開等について
- 5 議 案
 - 定第36号議案 工事請負契約締結に係る議案についての意見に関する件
 - 定第37号議案 公の施設の指定管理者の指定に係る議案についての意見に関する件
(吉田文化体育センター、吉田多目的屋内運動場及び吉田運動場)
 - 定第38号議案 公の施設の指定管理者の指定に係る議案についての意見に関する件
(桜島総合体育館、桜島溶岩グラウンド及び桜島多目的広場)
 - 定第39号議案 公の施設の指定管理者の指定に係る議案についての意見に関する件
(松元平野岡体育館、茶山ドームまつもと、松元平野岡運動場、松元せせらぎ広場、松元武道館及び松元弓道場)
 - 定第40号議案 公の施設の指定管理者の指定に係る議案についての意見に関する件
(喜入総合体育館、喜入総合運動場及び喜入武道館)
 - 定第41号議案 平成24年度鹿児島市一般会計補正予算(教育委員会関係分)に係る議案についての意見に関する件
 - 定第42号議案 平成24年度鹿児島市社会教育功労者及び社会教育優良団体の教育委員会表彰の件
 - 定第43号議案 鹿児島玉龍中高一貫教育校学則一部改正の件
- 6 報告事項
 - (1) 鹿児島市スポーツ推進計画(仮称)素案に係るパブリックコメント手続の実施結果及び計画策定についての答申について
 - (2) 城西公民館の改修工事に伴う休館について
 - (3) 市議会関係の審議結果等について
- 7 その他
- 8 閉 会

◇ 会議要旨

1 開会

委員長 ただいまから、平成24年度第8回教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

委員長 本日は津曲委員と高島委員が欠席しておりますが、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

3 会議録署名者の指名

委員長 本日の議事日程は、お手元に配布されているとおりです。本日の会議録署名委員として、私窪菌と桃木野委員を指名します。

委員 はい。

4 会議の公開等について

委員長 次に、会議の非公開についてですが、本日の議案8件のうち、定第36号議案から定第41号議案までは、市議会提出前の意思形成過程の案件であり、定第42号議案は、人事・人選に係る案件でありますので、非公開で傍聴を禁止する扱いとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 ご異議もないので、そのように取り扱います。

5 議案

定第36号議案 工事請負契約締結に係る議案についての意見に関する件

同意

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第37号議案 公の施設の指定管理者の指定に係る議案についての意見に関する件
(吉田文化体育センター、吉田多目的屋内運動場及び吉田運動場)

定第38号議案 公の施設の指定管理者の指定に係る議案についての意見に関する件
(桜島総合体育館、桜島溶岩グラウンド及び桜島多目的広場)

定第39号議案 公の施設の指定管理者の指定に係る議案についての意見に関する件
(松元平野岡体育館、茶山ドームまつもと、松元平野岡運動場、松元せせらぎ広場、松元武道館及び松元弓道場)

定第40号議案 公の施設の指定管理者の指定に係る議案についての意見に関する件
(喜入総合体育館、喜入総合運動場及び喜入武道館)

同意

【本議案は非公開】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第41号議案 平成24年度鹿児島市一般会計補正予算（教育委員会関係分）に係る議案についての意見に関する件 同意

【本議案は非公開】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第42号議案 平成24年度鹿児島市社会教育功労者及び社会教育優良団体の教育委員会表彰の件 原案可決

【本議案は非公開】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第43号議案 鹿児島玉龍中高一貫教育校学則一部改正の件 原案可決

委員長 次に、定第43号議案について、学校教育課長、説明をお願いします。

学校教育課長 議案綴りの32ページをご覧ください。定第43号議案、鹿児島玉龍中高一貫教育校学則一部改正の件につきまして、ご説明いたします。33ページをご覧ください。入学手続きにおける提出書類の変更等に伴い、関係条文の整理をしようとするものでございます。改正内容につきましては、34ページの新旧対照表を使って、ご説明いたします。鹿児島玉龍中高一貫教育校学則の第10条、入学手続き及び入学許可について、第1項中の入学確約書を入学希望願に、また、鹿児島市の発行する住民基本台帳記録証明書を住民票の写しに改めようとするものでございます。理由としましては、市民課から鹿児島市に居住していることの証明書としては、現在、住民票の写しに一元化しており、鹿児島玉龍中学校の入学手続きにおいても同様にしてほしい旨の要請がございました。効力は同じであることから、そのように変更するものでございます。次に、第10条第3項については、鹿児島玉龍中学校への入学時に誓約書を校長に提出するよう求めているものでございますが、開校7年目を迎え、市民の中高一貫教育校に対する理解も定着してきていることから、義務教育における

誓約書を提出させることは不要と判断し、削除するものでございます。最後に、第15条、鹿児島玉龍高等学校への入学辞退についてでございます。玉龍中学校から玉龍高等学校へは、選抜検査を行わず入学できることになっておりますが、やむを得ない理由により、入学を辞退する場合、現在の辞退を制約する文言ではなじまないと判断し、辞退願に改めようとするものでございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

委員長　それでは、ただ今の説明について質問等ございませんか。

委員　玉龍高校に入学すると決めて、辞退する生徒はどの位いるのですか。

学校教育課長　中学校3年時で辞退する生徒は、1人いるかいないかでございます。進路変更でございます。それ以外に、中学校2年生までに保護者の転居により転学ということがございます。

委員　今回の改正とは直接関係が無いかもしれませんが、入学希望願を校長が定める期日までに提出ということですが、例えば、来年4月の入学については、どの位のスパンを空けて期間を定めるのでしょうか。入学希望願の提出期限です。趣旨は、1月に入ると入学試験があると思います。多分、玉龍中学校と他の中学校を比較する子どもが多いのだろうなと思います。そうすると、他の中学校の合格発表の前までに提出期限を定めるのか、他の中学校の合格発表の後なのかという質問です。

学校教育課長　玉龍中学校の合格発表がありまして、その後に、いくつかの中学校の合格発表がございます。これまで、玉龍中学校におきましては、他の中学校の合格発表を待って、子どもたちあるいは保護者の方々が、他の中学校と玉龍中学校を検討したうえで、判断できるというような期間を設けているところでございます。次回の入学試験につきましては、その判断をする最終の手続きの期間を、2月の末頃まで玉龍中学校は延ばしていこうと考えております。これは、他の中学校が最近では2回、3回入学試験をするようなところもございます。そこまで配慮してほしいというような要望もあるものですから、できるだけ配慮しようということで、延ばしているところでございます。

委員　確約書には、法的な制約があるのですか。

委員　タイトルが、確約書になっているのか入学願になっているのかというよりも、その中身の問題だと思います。拘束力としてどの程度強い文言が規定されているかの問題だと思います。

委員　玉龍中学校と他の中学校と両方通って、どっちに行こうかという子どもが多いので、120人玉龍中学校に合格者を出しても、来ない生徒がいるのですよ。

委員　玉龍中学校以外の中学校を高く保護者は考えているわけでしょうね。

委員　玉龍中学校だったら、玉龍高校というルートだから、他の高校へは行っていないですね。

委員　今、私立高校は、どのような状況なのですか。

委員　定数を満たせていない高校もあるようです。

委員　やはり今からは、テーラーメイドみたいな学科の設置が必要なのではないで

しょうか。

委員 ネイルアートとか美容とかありますよね。

委員長 他にございませんか。

(なしの声あり)

委員長 それではご異議も無いようですので、定第43号議案については原案どおり決定することにいたします。

(なしの声あり)

委員長 それではご異議も無いようですので、定第43号議案については原案どおり決定することにいたします。

6 報告事項

(1) 鹿児島市スポーツ推進計画(仮称)素案に係るパブリックコメント手続の実施結果及び計画策定についての答申について

委員長 次に、報告事項(1)について、市民スポーツ課長、説明をお願いします。

市民スポーツ課長 報告事項関係資料①をご覧ください。鹿児島市スポーツ推進計画(仮称)素案に係るパブリックコメント手続の実施結果をご報告いたしますとともに、合わせて鹿児島市スポーツ推進審議会から、同計画の策定について答申がありましたので、ご報告いたします。初めに、パブリックコメント手続の実施結果でございます。報告事項関係資料①の表紙をご覧ください。実施期間でございますが、平成24年10月1日から31日までの31日間、意見の提出者数は14人、意見数は68件ございました。1の提出された意見とその対応でございますが、処理区分Aの意見の趣旨等を計画案に盛り込むものが1件、Bの意見の趣旨等を計画案に盛り込み済みのものが55件、Cの意見の趣旨等を計画案に盛り込まないものが2件、Dの意見の趣旨等を具体的な事業の実施に当たり参考とするものが3件、Eのその他の意見、要望等が7件の計68件でございます。1ページをご覧ください。提出された意見とその対応についてでございますが、処理区分Aの意見の趣旨等を計画案に盛り込むものは、ナンバー1の1件でございます。スポーツを通じて国際的な交流を図ってはどうかというご意見でございます。この意見につきましては、今後5年間の主要施策の中に国際交流についての取組を追加することといたしております。意見の反映状況につきましては、一番最後の10ページの追記した部分、右側の下線部分でございます。別冊の方では、32ページになります。それでは、1ページにお戻りください。処理区分Bの意見の趣旨等を計画案に盛り込み済みのものは、1ページのナンバー2から7ページのナンバー56までの55件でございます。これらにつきましては、それぞれの計画の中で具体的な取組や今後の施策の中に反映していることが盛り込まれているものでございます。次に、8ページをご覧ください。処理区分Cの意見の趣旨等を計画案に盛り込まないものが、ナンバー57、58の2件で、多方面すぎるのでの的を絞るべきという意見と、地元の人材育成に関する施策について疑問を感じるというものでござ

います。これらの意見につきましては、本計画が国の計画を参酌して、それに基づきましてスポーツの多面にわたる役割を踏まえて策定することであることから多方面にわたっていること、また、地元の選手の活躍は地域に活力を与えるなど地域への貢献も期待されることから、この意見については盛り込まないということにしております。次の処理区分Dの意見の趣旨等を具体的な事業の実施に当たり参考とするものは、ナンバー59から61までの3件でございます。内容としましては、施設の開放時間の延長、中心市街地におけるスポーツ施設の整備等についてのご意見でございます。これらにつきましては、本計画に基づき、今後実施する事業の実施に当たり参考とすることといたしております。次に、9ページをお願いいたします。処理区分Eのその他の意見、要望等は、ナンバー62から68までの7件で、計画期間に対する感想、国体に向けた人材採用に対する意見などがございます。次に、鹿児島市スポーツ推進計画の策定についての答申でございますが、資料①の別冊をご覧ください。鹿児島市スポーツ推進計画の策定について、11月15日に鹿児島市スポーツ推進審議会から答申があったのでご報告いたします。答申に係る計画案は、パブリックコメント手続までにご報告いたしました計画の素案に、先ほど説明いたしました国際交流の部分がございましたが、その部分を書き加えたもので審議会の審議を経たものでございます。これらにつきましては、来月の市議会定例会で報告を行い、1月の教育委員会定例会で決定後に公表し、計画の実施に移してまいりたいと考えております。以上で報告を終わります。

委員長 　ただ今の報告について、何かございませんか。
（なしの声あり）

委員長 　無いようですので、この件につきましては報告を受けたこととします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

(2) 城西公民館の改修工事に伴う休館について

委員長 　それでは、次に報告事項(2)について、生涯学習課長、説明をお願いします。

生涯学習課長 　報告事項関係資料②をご覧ください。城西公民館の改修工事に伴う休館についてご説明いたします。当館につきましては、エレベーター設置等の機能拡充や老朽化への対応を図るため、平成25年度に改修工事を行うこととしており、これに伴い休館するものでございます。まず、1の工事の概要についてでございますが、主な改修といたしまして、エレベーターや授乳室を設けるとともに、トイレや更衣室の改修等を行います。次に、2のスケジュールにつきましては、資料にございますとおり、改修工事を来年の7月から平成26年の2月まで、そして、休館を来年の6月から26年の3月までを予定しております。次に、3の休館中の対応でございますが、特に(3)のところでございますように、事務室につきましては、工事期間中に使用できないため、近隣の別の場

所で執務する予定でございます。4の休館の周知方法につきましてはご覧のとおりでございます。以上でございます。

委員長 ただ今の報告について、何かございませんか。
(なしの声あり)

委員長 無いようですので、この件につきましては報告を受けたこととします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

(3) 市議会関係の審議結果等について

委員長 それでは、次に報告事項(3)について、管理部長、説明をお願いします。

管理部長 議案綴りの35ページをご覧ください。報告事項(3)の市議会関係の審議結果等についてご説明いたします。まず、桜島爆発対策特別委員会が10月31日(水)に開催され、教育委員会の関係では、学校におけるプールクリーナーの使用状況、あるいは普通教室へのクーラーの整備の進捗状況などについて質疑がなされたところがございます。次に、2つ目の丸、市議会決算特別委員会は、11月5日から開催されておまして、23年度の決算関係について審査されております。教育委員会関係分につきましては、11月13日、14日の両日、審議が行われました。審議の過程の中で、市立幼稚園の運営に関する事、成人学級、女性学級の状況に関する事、教育委員会活動の点検・評価を報告したわけですが、その中で、学力向上等に関する事、あるいは昨年度1月に開催いたしました世界室内自転車競技選手権大会のその後のサイクルスポーツの振興などについて、質疑がなされたところがございます。以上でございます。

委員長 ただ今の報告について、何かございませんか。
(なしの声あり)

委員長 無いようですので、この件につきましては報告を受けたこととします。

7 その他

委員長 それでは事務局の方からどうぞ。

事務局 次回の定例会についてですが、12月19日(水)13時30分から14時30分まで、ここ教育委員会室で予定しております。よろしくお願いいたします。

8 閉会

委員長 それでは、以上をもちまして本日の定例会を終了します。

【以上】